

平成29年9月市会代表質問要旨

平山 よしかず 議員（公明）

西京区選出の平山よしかずです。曾我修議員に続き、この後の日置文章議員とともに、公明党京都市会議員団を代表し市政一般に関し質問します。市長並びに関係理事者におかれでは、前向きで誠意あるご答弁をお願いいたします。

（ごみ減量の取組について）

最初に、市民協働のごみ減量の取組に関して質問します。

去る7月に、市会へ家庭ごみ有料指定袋の値下げを求める請願が提出され、文化環境委員会で審議した結果、請願は不採択となりました。

本市は審議会の答申を受けて平成18年10月に家庭ごみの有料指定袋制を導入しました。当初は、「有料化によるごみ減量は期待できない」とか、「市民がいつか有料化に慣れてしまいリバウンドでごみ量が増える」など否定的な主張が一部から出されました。制度実施前後の1年間で家庭ごみは約16%、缶・びん・ペットボトルにおいても約23%が減量できたなど、市民の皆様の高い環境意識に支えられて、有料指定袋制導入によるごみ減量が進み、10年を経た現在では約29%のごみ減量となるなど、家庭ごみ有料指定袋制は着実に効果を上げています。

このような市民及び事業者の皆様のご理解とご協力により進めてきたごみ減量によって、本市の受入ごみ量は、ピーク時の平成12年度に82万トンであったものを、直近の平成28年度には42万トンまで削減することができました。その結果、5工場あったクリーンセンターを3工場に縮小するなど年間ごみ処理コストを154億円も削減することができました。更に本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地の寿命を延ばすことも可能となりました。そして私たちの次の世代を見据え、平成32年度に39万トンまでごみ受入量を減量するという本市が掲げる目標達成へ、まさに今、正念場を迎えています。

本市の有料指定袋は、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図るため、ごみ処理の手数料として燃やすごみは1リットルあたり1円と設定されています。これはいわゆる商品価格とは考え方方が異なります。また、ごみ減量によって年間154億円もの貴重な税金を福祉など他の分野に活用できているこ

とも厳然たる事実です。冒頭申し上げた請願においては、それらの視点がないままに値下げを求める主張がなされており、残念ながら的を得ていないと言わざるを得ません。一方、私が地域でお聞きするなかでは、お一人おひとりの家庭ごみ減量のご努力によって、各ご家庭で購入・使用するごみ袋は、かつては45リットル袋や30リットル袋が中心であったものが、今では20リットル袋が中心となり、ごみ袋購入費用も軽減できています。

家庭ごみ有料袋制導入から10年が経過しました。平成32年度のごみ量を39万トンにするという高い目標に向かって「新・京都市ごみ半減プラン」に基づいたごみ減量を進めている現在、まずは着実にこの目標達成に向けて取組を推進していただきたい。

そのうえで、

- 手数料としての有料指定袋の価格や種別の在り方については、現在のごみ半減プランの改定時期にあわせて、審議会等において議論を重ね、幅広く意見を聞きながら検討すべきと考えますが、いかがですか。

本市のごみ減量には、有料指定袋制のほかにも各種のごみ減量施策が必要なことはいうまでもありません。本市の家庭から出る燃やすごみ19万トンの約4割が生ごみ、約3割が紙ごみですから、約6万トンにものぼる紙ごみ量を大きく減らすことは重要です。京都では昔から新聞紙や雑誌、ダンボールなどのいわゆる古紙は、古紙回収業者による回収が生活の中に根付いています。しかし、紙ごみのおよそ4割を占める、台紙や封筒・ハガキ、包装紙、紙袋、紙箱そして缶ビール6本パックの紙ケースなどといつてもいわゆる「雑がみ」は、いまだ分別・リサイクルが思うように進んではいません。私自身を振り返ってみても、夕飯の際にたまに飲む缶ビール6本パックの紙ケースを、リサイクル可能な雑がみとは知らずに、ためらいなく黄色いごみ袋へ捨てていました。本市では平成26年6月から「雑がみ」の分別・リサイクルの取組を全市でスタートしており、家庭からでる雑がみは、町内会や管理組合、古紙回収業者の方々にご協力をいただきながら、地域のコミュニティ回収及び古紙回収業者による回収を推進しています。しかし、市民の皆様にはまだ雑がみ回収の方法や、そもそも何が雑がみにあたるのかといったことが充分に浸透していないのが現状ではないでしょうか。

家庭でのごみ減量にとって大事なことは、何よりも、市民お一人おひとりに理解を深めていただき、関心をもっていただき、実行に移していただくことです。

私は「雑がみ」の分別・リサイクルを市民とともに進めていくことは、本市のごみ減量推進にとって大変重要なテーマと考えます。そこで「雑がみ」の分別・リサイクルの強化にどう取り組まれていくのか、本市の姿勢についてお尋ねします。<市長答弁>

(介護ケアの充実について)

続いて、高齢者が地域でいきいきと生活していくために重要な介護ケアの充実について質問します。

本年5月に国会において「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。今回の介護保険制度改正の柱は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」です。来年度から開始する次期・第7期の京都市介護事業計画も介護保険法改正の主旨を十分に踏まえ、いよいよこの下半期に策定が本格化すると思います。

今日、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年を見据えて、地域包括ケアシステムの構築を進めることは国も自治体も共通の全国的な課題です。国会における介護保険法の審議にあたっては、今を生きる高齢者の皆様に安心していただける社会とすること、未来を生きる現役世代の皆様に納得と希望の持てる社会とすることが大きな課題であると、公明党としても強く訴えてまいりました。そして、改正介護保険法では、市町村がその実情に応じて、高齢者の自立支援と介護の重度化防止に向けた具体的な取組内容と目標を設定し、評価をしていくこととされました。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるための地域包括ケアシステムを一層推進し、大切な介護保険制度を将来にわたって持続していくために、高齢者お一人おひとりの能力に応じて自立した日常生活を送るための支援や、要介護状態等になることへの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止に向けた取組を進めることはとても重要です。

そこで、本市として、今後はこれまで以上に、お一人おひとりの高齢者の的確なアセスメントに基づいて作成されたケアプランによって、自立支援・重度化防止のための介護サービスが適切に提供されるようにしていかねばなりません。つまり、介護サービス利用者が何を求めているのか、それが生活全般の中のどんな状況から生じているかを正しく把握し、確認された評価に基づいて、どのような介護を、どういった時に、どこのサービス事業所で受けるのかを計画し、実際にサービスを利用できるまでにする「ケアマネジメント」の質的向上を図っていく必要があると強く考えます。

2 京都市では、介護における自立支援・重度化防止に向けてケアマネジメントの質的向上にどのように取り組んでいこうとされているのか、御所見をお伺いします。

一方で、要支援・要介護認定を受けておられる高齢者が、介護保険の第1号被保険者に占める割合は約2割です。残り約8割の方々のうち多くは、まだまだお元気な高齢者と考えます。お元気な高齢の方々の中には、これまでの社会経験等を生かして、地域に貢献したいと考えていらっしゃる方も多い

と聞きます。こうした方々にご活躍いただける仕組みづくりが進めば、地域活性化はもとより、高齢者ご自身の介護予防や健康づくりに役立っていきます。

しかし、地域包括支援センターからは、高齢者のちょっとした困り事を地域で支え合う担い手が不足している、との声を聴いています。また、私の周りの高齢の方からも「人の役に立ちたいと思っているが、何ができるかわからない。どこまでできるか不安がある。」とのお声があります。

このような状況から、

地域社会に貢献したいという高齢者の思いを実際の活動につなげていくための仕組みや支援が十分ではないため、社会貢献をしたい高齢者と、ちょっとしたお手伝いを望む高齢者が地域の中でうまく出会えていないと考えます。京都市は、地域社会に貢献したいという高齢者の思いを、具体的な活動へどのようにつなげていこうとされているのか。お考えをお聞かせください。

<市長答弁>

ここまでを前半の質問とします。ご答弁をお願いします。

(都市公園再整備に係る民間活力の利用について)

続いて都市公園の再整備に民間活力を利用する Park – PFI に関し質問します。

都市公園法や都市計画法などに規定される都市公園は、全国的に開設後 30 年以上となるものが 4 割を超え、施設の老朽化、時代の変化による魅力の低下などの課題があると指摘されています。その対応に関しては、地方自治体の財政状況が年々厳しさを増すなかで、再整備や維持管理そのものが困難になっています。そこで、国土交通省は民間事業者が都市公園内の収益施設と公共部分を一体的に整備できるようにし、また、施設の設置・管理期間を 20 年に延伸することで民間事業者の収益率を高めて参入しやすくする、 Park – PFI と云われる公募設置管理制度を創設しました。

私は、今年 6 月に、会派の曾我修議員、青野仁志議員と一緒に名古屋城の北側にある名城公園を訪問し、民間事業者による営業施設導入を柱とした公園再整備と活性化の模様を視察しました。名城公園北側は多くの緑に囲まれてるものの、やはり公園自体の老朽化と魅力低下によって訪れる市民が少なくなり、その活性化が課題となっていました。そこで名古屋市では名古屋市公園経営基本方針に基づく名城公園の事業展開プランを策定し、平成 28 年 1 月に最長 20 年の事業期間とともに、飲食を楽しめる空間、スポーツ利用サービスの充実、駐車場機能の確保、公的エントランスの拡充を条件として民間事業者を公募しました。同年 4 月に決定した事業者によって、カフェ・レス

トラン、公園内・周辺をコースとしたラン／サイクルステーションとスポーツショップ、駐車場及び公的施設としての公園エントランスといった名城公園北側の整備が行われ、一年後の今年4月から市民の憩いの場として新施設がオープンしました。私たちが視察した日は、平日昼間にもかかわらず、オープンした種々の営業施設と緑豊かな自然が調和して生まれた新たな名城公園の魅力を楽しむ市民で大いに賑わっていました。そこには、多様な施設があるからこそ、年代を問わず多くの市民が集っていました。

3 本市では梅小路公園や岡崎公園の再整備を進めていますが、そのような大規模整備ではなくとも民間活力の導入で市内の都市公園の魅力を高めていけるものと考えるものであります。そこで、本市における都市公園の整備・維持管理の課題と Park-PFI の導入に向けた考えをお伺いします。

私の地元、西京区の洛西ニュータウンには開園後40年を経過する小畠川中央公園、竹の里公園などの中規模の都市公園が点在しています。また、ニュータウン内の広い歩道は、地元高校生の部活ランニングや住民の方のウォーキングが行われるなど、スポーツができる素地があります。それぞれが生物多様性の息づく豊かな自然環境の公園であり、Park-PFI の手法によって、自然と調和した賑わいの空間を生み出すことができるならば、住民の皆様にも洛西地域を訪れる方々へも魅力ある公園へ生まれ変わる可能性が大いに高まるものと考えます。

現在、洛西ニュータウンアクションプログラムにおいて、緑豊かな公園の再生と新たな魅力創生による憩い・遊びの空間づくりや、生物多様性に配慮したまちづくりのテーマでの取組が進められていますが、

Park-PFI の活用も視野に入れながら、洛西ニュータウン活性化のための今後の公園再整備についての京都市の考え方をお尋ねします。 <植村副市長答弁>

(新生児の難聴検査について)

最後に、新生児の難聴検査に関して質問します。

忘れもしません、一年半前の平成28年3月16日、予算特別委員会総括質疑の朝です。私は目覚めると、吐き気とめまいが酷く、頭がくらくらして、自宅の階段を降りるのもようやくといった感じで、まるで風邪をひいて極度に具合が悪い時のような状況に襲われました。意識がやや朦朧とし倒れそうになりながら総括質疑を行ったことを覚えています。翌々日に病院で診察を受けると「突発性難聴」と診断され、それ以来右耳が殆ど聴こえません。自分自身が難聴となって実体験でわかりましたが、両方の耳が聴こえるからこそ、話し相手との距離感も充分につかめます。左耳は良く聴こえますから仕事や日常生活で不便なことはありませんが、大勢の人が一度に喋っているような

場所では一人の声が聞き分けにくいところが困ります。

私自身のことはともかくも、一般的に難聴は相手とのコミュニケーション不足を起こしかねません。そのため認知症の一因とも云われています。また難聴によって転倒リスクが高まったり、難聴ががんや脳心血管障害など病気の遠因となるとの研究報告もあります。

身体障害者手帳の交付対象とされていない、中・軽度の難聴の子どもへの教育支援として補聴器購入の助成も重要です。京都市では中・軽度の難聴児の補聴器購入に対する独自の助成制度をはやくからスタートさせていました。しかし、3年前までは京都府下では助成制度のない市町村が多く、公明党は保護者や団体のお声を受け止めて府全体としての制度創設を推進してまいりました。保護者はじめ関係者の皆様の取組みが実り、2015年度から京都府は18歳未満の中・軽度の難聴児を対象に、補聴器購入費用を助成する事業をスタートさせました。

私はいま、新生児の聴覚検査が大事だと考えています。新生児聴覚検査を受けた子どもは、早期療育に至る確率が、受けていない子どもより20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究結果が出ています。人とのコミュニケーションは、孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右します。

生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は、1,000人に1~2人の割合でいるとされ、早めに補聴器を着けたり、適切な指導を受けたりすることで、言語発達の面で効果が得られるといいます。新生児聴覚検査は、専用の機器を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波や返ってくる音によって聽力を調べます。痛みはなく、検査は数分で終わること。生後3日以内に行う「初回検査」と、その際に要再検査とされた赤ちゃんを対象に生後1週間以内に実施する「確認検査」があります。これらの聴覚検査は、2012年度から母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨しています。しかし、新生児聴覚検査結果を把握している自治体は、平成26年度調査で全国1,741市町村のうち65.1%と低調であり、うち、検査を受けられなかった新生児に対する対策を実施している割合は11.8%に過ぎません。本市においては、約8割の方が医療機関において「新生児聴覚検査」を受診されており、その後のこんにちわ赤ちゃん訪問や生後4箇月検診の機会を通じて、適宜、未受診や要再検査の方へのフォローアップを行っているとお聞きしています。

そこで、更に取組みを推進し、

- 4 すべての子どもの聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査にかかる研修会や普及啓発等を実施して情報発信を行うことにより、確実なフォローアッ

プをお願いしたいと考えます。いかがですか。

<村上副市長答弁>

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。